

入札公告

2024年12月6日

下記のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人国立科学博物館
契約担当役
経営管理部長 丹野 史教

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 令和7年度産業医、一般定期健康診断及びインフルエンザ予防接種業務 一式
(2) 請負期間 2025年4月1日から2026年3月31日まで

2. 競争入札資格

- (1) 以下のいずれにも該当しない者であること。
ア) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
イ) 破産者で復権を得ない者
ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
エ) 当館から取引停止の措置を受けている期間中の者
(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和04・05・06年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
(3) 本調達の主たる業務を、第三者に再委託することなく競争加入者自らが実施することができること。
(4) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3. 契約条項を示す場所等

所在地 〒110-8718 東京都台東区上野公園 7-20
独立行政法人国立科学博物館 経営管理部財務課（契約担当） Tel 03-5814-9831

4. 入札説明会の日時及び場所（参加任意、申込不要）

2024年12月16日（月）15時00分 独立行政法人国立科学博物館 上野本館事務棟4階 大会議室
※当日名刺を持参すること。

5. 入札説明書等の交付方法

本公告日から国立科学博物館ホームページにおいて公開する。
<https://www.kahaku.go.jp/disclosure/supply/index.php>

6. 入札書（参加資格の確認のための書類等を含む）の提出場所及び受領期限

2025年1月10日（金）17時00分（郵送で送る場合は、受領期限までに必着のこと）
独立行政法人国立科学博物館 経営管理部財務課（契約担当）
※持参の受付時間：平日9時00分～17時00分（12時30分～13時30分を除く）

7. 開札日時及び場所

2025年1月24日（金）10時00分～
独立行政法人国立科学博物館 上野本館事務棟1階 中会議室

8. その他

その他必要な事項については、入札説明書及び仕様書によるものとする。

入札説明書

I 概要及び日程

1. 競争入札に付する事項

件名	令和7年度産業医、一般定期健康診断及びインフルエンザ予防接種業務 一式
仕様等	別紙仕様書のとおり
履行場所	国立科学博物館上野地区
契約区分	役務契約
契約条項	別紙契約書（案）のとおり
請負期間	2025年4月1日から2026年3月31日まで
入札保証金 契約保証金	免除する。

2. 本件窓口、質問・申込・書類の受付先

独立行政法人国立科学博物館 経営管理部財務課 契約担当
 〒110-8718 東京都台東区上野公園7-20
 TEL: 03-5814-9831 E-mail: keiyaku@kahaku.go.jp

3. 入札方式、競争参加資格等

入札方式	最低金額落札方式
入札金額の 記載方法	<p>① 「総額」を記載すること。</p> <p>② 落札額は、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した額(1円未満の端数は切り捨て)とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>

競争参加資格	<p>① 以下のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）</p> <p>イ) 破産者で復権を得ない者</p> <p>ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者</p> <p>エ) 当館から取引停止の措置を受けている期間中の者</p> <p>② 令和04・05・06年度全省庁統一資格（関東・甲信越地域）の「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。</p> <p>③ 本調達の主たる業務を、第三者に再委託することなく競争加入者自らが実施することができること。</p> <p>④ 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。</p>
再委託等	<p>「9. 特記事項」に特段の定めが無い限り、以下の事項は認めていません。</p> <p>① 役務提供・請負契約において、業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託すること。</p> <p>② 共同企業体、共同事業体として競争に参加すること。</p>

4. 入札説明会

日 時	2024年12月16日（月）15時00分より	参 加	任意 (申込不要)
場 所	東京都台東区上野公園7-20 国立科学博物館 上野本館事務棟4階 大会議室		
参加要件	当日名刺を持参すること。		
留意事項	説明会参加にあたり事前申込は不要。		

5. 質問受付

期 限	2024年12月17日（火）17時00分まで
質問方法	上記期限までに、電子メールにて質問を送付すること。（様式は任意）
備 考	質問内容と回答は、当館ホームページにて公表します。なお、質問者にかかる情報は公表しません。回答に時間がかかる場合があるため、なるべくお早めにお送り下さい。

6. 入札書の提出

期 限	2025年1月10日（金）17時00分まで ※持参の受付時間：平日9時00分～17時00分（12時30分～13時30分を除く）
-----	--

提出方法	持参又は書留郵便（必着）にて提出すること。
------	-----------------------

7. その他書類の提出

期 限	2025年1月10日（金）17時00分まで ※持参の受付時間：平日9時00分～17時00分（12時30分～13時30分を除く）
提出方法	持参、書留郵便（必着）の他、電子メールへの添付、又は、証跡の残る電子データ送付サービスの利用も可とするが、情報セキュリティの確保に充分留意すること。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 全省庁統一資格審査結果通知書の写し ② 参考見積書（内訳明細書等詳細を記載すること） ③ 令和6年12月1日現在における、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による病院または診療所の開設許可の写し ④ 令和6年12月1日現在における、以下のいずれかの認定証の写し <ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生サービス機能評価委員会の評価認定 ・日本人間ドック学会の機能評価認定施設の認定 ・日本総合健診医学会の優良総合健診施設の認定 ⑤ 胃部X線検査に3年以上従事し、かつ、令和6年4月以降に当該検査に従事した経験を有する診療放射線技師の配置予定従事者名簿（氏名、資格（指導医、認定医、専門医等を確認できるもの）、従事年数を記載すること。） ⑥ 胸部レントゲン写真の読影に3年以上従事し、かつ、令和6年4月以降に当該検査に従事した経験を有する医師の配置予定従事者名簿（氏名、資格（指導医、認定医、専門医等を確認できるもの）、従事年数を記載すること。） ⑦ 心電図検査に1年以上従事した経験を有する臨床検査技師の配置予定従事者名簿（氏名、資格、従事年数を記載すること。）

8. 開札

日 時	2025年1月24日（金）10時00分より
場 所	東京都台東区上野公園7-20 国立科学博物館 上野本館事務棟1階 中会議室
留意事項	開札会場での立会は、競争加入者又はその代理人（復代理人）に限り可能。開札への立会は必須ではありませんが、一度の開札で落札者が決定しなかった場合には、直ちに再度入札を実施しますのでご注意ください。詳細は「II手続き詳細・留意事項等 3. 開札（2）落札者の決定」を参照ください。

9. 特記事項

7. で定める提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。 提出書類中、個人情報に関するものについては、本目的以外には利用しない。
--

10. 落札後の提出書類

落札者は、以下の2点の書類を各1部、速やかに提出すること。

ア 落札内訳書

イ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に係る情報提供について

II 手続詳細・留意事項等

1. 使用言語及び通貨、準拠規程等

(1) 使用言語及び通貨

日本語及び日本国通貨を使用する。

(2) 準拠規程等

入札及び契約手続きは、関係法令の他、以下に従うものとする。

① 本件調達にかかる入札公告、入札説明書及び付属資料

② 独立行政法人国立科学博物館会計規程

③ 独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則

④ 調達区分に応じた以下のいずれかの契約基準

ア 独立行政法人国立科学博物館役務等契約基準

イ 独立行政法人国立科学博物館物品供給契約基準

ウ 独立行政法人国立科学博物館製造請負契約基準

(3) その他

① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

② 競争加入者等が提出した書類は、競争参加資格の確認並びに入札公告、入札説明書及び入札説明会で示した業務を履行できるかどうかの判断以外には、競争加入者等に無断で使用しないものとする。

③ 一旦受領した書類は返却しない。

④ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断の対象としない。

2. 入札

(1) 入札金額

① 競争加入者等は、契約代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を十分考慮し、調達に係る直接費用のほか、輸送費、保険料、関税及び仕様書等に規定する調達に要する一切の諸費用を含めた金額を見積もるものとする。

② 入札書に記載する金額は、総額、単価、月額等、案件によって異なるので留意すること。

③ 落札額は、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した額(1円未満の端数は切り捨て)とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の記載及び提出方法

① 競争加入者等は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を提出しなければならない。

ア 競争入札に付される調達件名の表示

イ 入札金額

ウ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ② 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ③ 入札書は、封筒に入れ密封し、その封皮（表面）に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、開札日、入札件名及び「入札書在中」の文言を朱書きしなければならない。
- ④ 入札書を収める封筒には、他の書類を同封してはならない。
- ⑤ 入札書は、持参又は書留郵便にて提出すること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑦ 競争加入者等は、仕様書等に疑義がある場合は、国立科学博物館に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札書の無効

入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
- ② 調達件名及び入札金額のない入札書
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 調達件名に重大な誤りのある入札書
- ⑥ 入札金額の記載が不明確な入札書
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していない入札書
- ⑧ 入札公告及び入札説明書に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札書

(4) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は本件調達に係る入札につき他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

3. 開札

(1) 開札場

- ① 開札は、競争加入者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立合職員以外の者は入場することができない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。代理人については、開札時刻までに代理委任状を提出した者に限る。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(2) 最低金額落札方式における落札者の決定

- ① 有効な入札書を提出した競争加入者等であって、本入札説明書及び仕様書において明らかにした要求要件をすべて満たした者のうち、当予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(3) 総合評価落札方式における落札者の決定

- ① 国立科学博物館が策定した総合評価基準に則り、競争加入者等が提出した提案内容と入札金額から評価値を算出し、その評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、入札金額は予定価格の制限の範囲内でなければならない。
- ② 提案内容に関する評価値の算出は事前に行い、開札時に入札金額を組み入れて最終的な評価値を算出する。なお、事前の提案内容の審査結果によっては、開札を待たず落選となることもある。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高いものを落札者とするところがある。

(4) 落札者の決定 共通事項

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者を決定したときは、開札場にてその氏名（法人の場合は名称）及び金額を口頭で通知し、開札に立ち会わなかった競争加入者等がいる場合は、その者にも別途通知する。

4. 契約

(1) 契約書の作成

- ① 落札者が決定したときは、速やかに契約書の取り交わしをするものとする。なお、落札者が契約締結の意思を示さないとき、又は相当の期間契約書を取り交わそうとしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の

相手方に送付するものとする。

- ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 提出された業務提案書について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

5. 検査及び支払

(1) 検査

- ① 落札者が入札書とともに提出した資格等証明書類の内容は、仕様書において明らかにした要求要件等と同様にすべて検査の対象とする。
- ② 業務開始後、当該業務期間中において、落札者が提出した業務を完全に履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- ③ 調達件名の履行期間中に当館担当職員が立会い又は監督検査確認等を求めた場合は、落札者は誠実に対応しなければならない。

(2) 支払

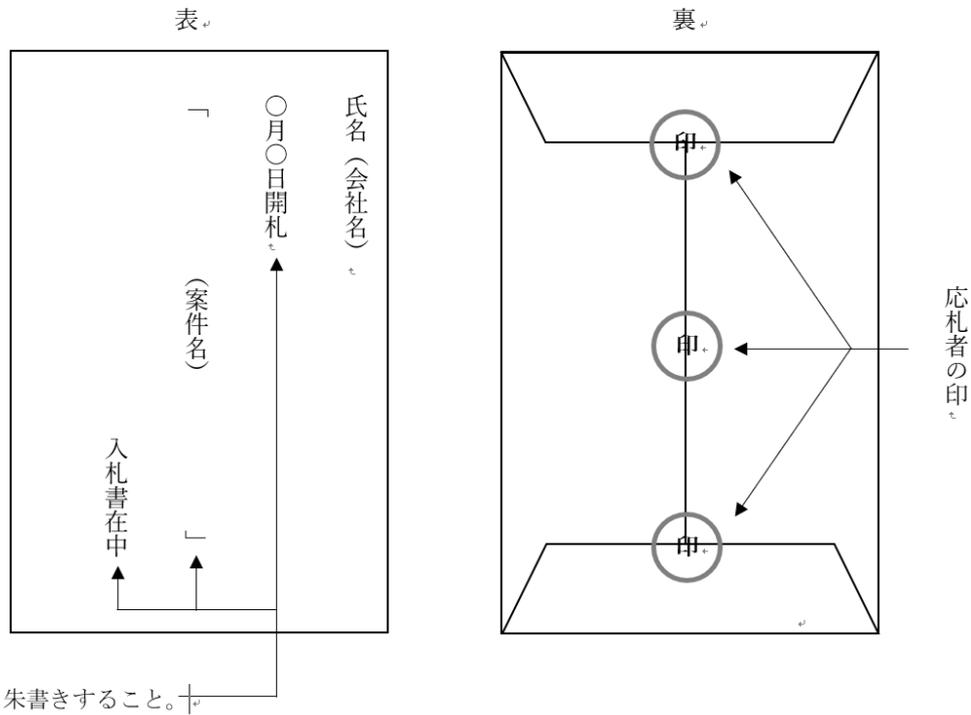
支払い条件は、別紙契約書（案）による。

Ⅲ 書類記載例・記載方法

1. 入札封書記載方法

入札書は、封筒に入れ密封し、その封皮（表面）に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、開札日、入札件名及び「入札書在中」の文言を朱書きしなければならない。

入札書を収める封筒には、他の書類を同封してはならない。



2. 入札書記載方法

(1) 競争加入者本人が入札する場合

入 札 書	
件 名 ○○○○○○○○○○○○○○	消費税にかかる課税事業者・免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載します。
入札金額 金***,***,***円也	
本件調達にかかる入札説明書、仕様書等に記載の事項を熟知し、上記業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記金額によって入札します。	
○○年○○月○○日	提出日
独立行政法人国立科学博物館 契約担当役 殿	
競争加入者	住 所 △△△△区■-■-■ 会 社 名 ◇◇◇◇◇株式会社 役職・氏名 代表取締役 □□ □□ (印)

(2) 代理人又は復代理人が入札する場合

入 札 書

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○

入札金額 金***,***,***円也

消費税にかかる課税事業者・免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載します。

本件調達にかかる入札説明書、仕様書等に記載の事項を熟知し、上記業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記金額によって入札します。

○○年○○月○○日 提出日

独立行政法人国立科学博物館
契約担当役 殿

	競争加入者	住 所	△△△△区■ ■ 1-1-1	
		会 社 名	◇◇◇◇◇◇株式会社	
		役職・氏名	代表取締役 □□ □□	
押印は代理人又は復代理人のみで可。 別途「委任状」の提出が必要です。	代 理 人 (復代理人)	住 所	○○○○区□□ 2-2-2	
		会 社 名	◇◇◇◇◇◇株式会社	
		役職・氏名	支店長 ◆◆ ◆◆ 印	

3. 委任状記載方法

(1) 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合

委 任 状

提出日 ○○年○○月○○日

独立行政法人国立科学博物館
契約担当役 殿

	委任者（競争加入者）	住 所	△△△△区■ ■ 1-1-1	
		会 社 名	◇◇◇◇◇◇株式会社	
		役職・氏名	代表取締役 □□ □□ 印	

代理人となる者の氏名を記載

私は、○○○○○を代理人と定め、下記の権限を委任します。

◇◇年◇◇月◇◇日付公告分の、国立科学博物館において行われる「(件名を記載)」の一般競争入札に関する権限

受任者（代理人）使用印鑑

印

(2) 支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合

委任状

提出日 ○○年○○月○○日

独立行政法人国立科学博物館
契約担当役 殿

委任者（競争加入者） 住 所 △△△△区■■■ 1-1-1
会 社 名 ◇◇◇◇◇◇株式会社
役職・氏名 代表取締役 □□ □□ (印)

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者（代理人） 住 所 ○○○○区□□ 2-2-2
会 社 名 ◇◇◇◇◇◇株式会社
役職・氏名 支店長 ◆◆ ◆◆

委任事項

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7

受任期間 ○○年○○月○○日から □□年□□月□□日まで

受任者（代理人）使用印鑑 (印)

※ 委任事項は参考例です。必要に応じて追加・修正ください。

※ 代理人となる者の情報を記載

(3) 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合

委任状

提出日 ○○年○○月○○日

独立行政法人国立科学博物館
契約担当役 殿

委任者（競争加入者の代理人） 住 所 ○○○○区□□ 2-2-2
会 社 名 ◇◇◇◇◇◇株式会社
役職・氏名 支店長 ◆◆ ◆◆

復代理人の氏名を記載

私は、○○○○○を◇◇◇◇◇◇株式会社代表取締役□□□□の復代理人と定め、下記の権限を委任します。

競争加入者の役職・氏名を記載

◇◇年◇◇月◇◇日付公告分の、国立科学博物館において行われる「(件名を記載)」の一般競争入札に関する権限

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑 (印)

(4) 委任状が必要になる事例

- ①競争加入者以外の者の名義で入札書を作成し提出するとき
- ②競争加入者以外の者が開札に立ち会うとき
- ③締切日までに提出する入札書は競争加入者の名義で作成するが、開札当日に再度入札となった場合は、競争加入者以外の者の名義で入札書を作成し提出するとき
- ④落札後の契約書取り交わし等を、競争加入者以外の者の名義で行うとき

様式は、「国立科学博物館ウェブサイト：法人情報—調達に関する情報」からダウンロードできます。

<https://www.kahaku.go.jp/disclosure/supply/index.php>

請 負 契 約 書 (案)

件 名 令和7年度産業医、一般定期健康診断及びインフルエンザ予防接種
業務 一式

代 金 額 (税抜)	金	円
消費税額及び地方消費税額	金	円
代 金 額 (税込)	金	円

(消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。税法の改正により消費税率が変更された場合、改正以降における消費税等の金額は変更後の税率により計算する。)

発注者 独立行政法人国立科学博物館 契約担当役 経営管理部長 丹野 史教 (以下「甲」という。)と請負者 ○○○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ (以下「乙」という。)との間において、上記件名について、上記の代金額で、次の条項により請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第2条 請負期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲・乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れが無い限り、同一条件で令和9年3月31日まで更新されるものとする。

第3条 乙は、この契約及び仕様書等に基づき、業務を誠実に実施しなければならない。

2 乙は、業務を実施するときは、あらかじめ当館担当者と、健診日時、会場その他健診業務及び予防接種の詳細について協議するとともに、必要な指示を受けるものとする。

3 乙は、業務に従事する者等について、仕様書等に基づき、甲に報告しなければならない。

第4条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる健診業務・予防接種担当員を定め、乙に通知するものとする。健診業務・予防接種担当員を変更した場合も同様とする。

第5条 乙は、完了通知書を独立行政法人国立科学博物館経営管理部総務課に送付すべきものとする。

第6条 請負代金は、検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に1回に支払うものとする。

第7条 乙は、請負代金の請求書を、独立行政法人国立科学博物館経営管理部総務課に送付すべきものとする。

第8条 乙は、業務の履行に当たり知り得た甲の秘密又は情報を、甲の許可なく第三者に提供・開示し、又は他の目的に利用してはならない。このことは、この契約の終了後においても同様とする。

- 2 乙は、その使用する者が本業務の処理に関し、知り得た個人情報に関する秘密その他の秘密の漏えい、健診結果等の紛失又は不正な複写等がないよう厳正かつ適正に管理しなければならない。
- 3 乙は、本契約により知り得た個人を特定できる情報について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- 4 乙は、本契約により知り得た情報（文書及び電子媒体（コンピュータのハードディスク及びコンパクトディスク等）に記録されたもの）を漏えい防止のため、契約終了後、廃棄又は削除しなければならない。

第9条 乙は、本件の主たる業務を、第三者に再委託してはならない。また、主たる業務以外の部分を第三者に請け負わせる場合は、第三者にかかる名称、所在地等の情報および再委託範囲を予め甲に報告しなければならない。なお、当該第三者に対しては、第8条に定める秘密保持義務と同様の義務を負わせなければならない。

第10条 甲、乙いずれの責にも帰することができない事由により業務を遂行することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議して本契約を解除又は変更するものとする。

第11条 契約保証金は免除する。

第12条 甲の検査完了後1年以内に、本件業務の履行が契約の内容に適合しないことが判明し、その旨を甲が乙に対し通知した場合、乙は民法に規定する契約不適合責任を負うものとする。

第13条 この契約について必要な細目は、別添役務等契約基準によるものとする。ただし、本契約の各条項において役務等契約基準と異なる事項を定めたときは、当該条項を優先する。

第14条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第15条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

2024年 月 日

発注者 東京都台東区上野公園7番20号
(甲) 独立行政法人国立科学博物館
契約担当役
経営管理部長 丹野 史教

請負者 住所
(乙) 氏名 (落札者)

2023年9月28日

契約担当役決定

独立行政法人国立科学博物館 役務等契約基準

この基準は、役務等（物品の供給、製造及び工事にかかる請負以外の役務提供をいう。）に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第一 発注者及び請負者（発注者である独立行政法人国立科学博物館との間で契約を締結する契約の相手方をいう。以下同じ）は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書等（仕様書及び図面等の契約関係書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書等を内容とする役務等の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 請負者は、契約書記載の役務等を契約書記載の条件に従い履行し、発注者は、その対価として請負代金を支払うものとする。
- 3 役務等の実施方法など契約を履行するために必要な一切の手段（「履行方法等」という。以下同じ。）については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書等に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。
- 4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者請負者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者請負者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

（役務等の履行の調整）

第二 発注者は、請負者の履行する役務等及び発注者の発注に係る第三者の履行する役務等が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、第三者の行う役務等の円滑な履行に協力しなければならない。

（役務等経費内訳書の提出）

第三 請負者は、この契約締結後15日以内に仕様書等に基づいて、役務等経費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、

請負者に内訳書の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない
(権利義務の譲渡等)

第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負者は、この契約に関連する権利・義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第五 請負者は、役務等の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第六 発注者は、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第七 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第八 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、役務等の履行について監督をさせることができる。

2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、仕様書等に基づく履行状況の管理、立会い、検査又は使用機材等の試験若しくは検査(確認を含む。)の権限を有する。

4 発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(履行報告)

第九 請負者は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(使用機材、材料等の品質)

第十 使用機材、材料等の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第十一 発注者が請負者に支給する機材、材料等（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会の上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、請負者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 請負者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 請負者は、仕様書等に定めるところにより、役務等の履行完了、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、発注者の指示に従わなければならない。

(仕様書等不適合の場合の改善義務)

第十二 請負者は、役務等の履行内容が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその改善又は使用材料の取替えを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第十三 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を請負者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行の中止)

第十四 発注者は、必要があると認めるときは、役務等履行の中止内容を請負者に通知して、役務等の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により役務等の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が役務等の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(請負者の請求による履行期限の延長)

第十五 請負者は、天候の不良、第二の規定に基づく関連役務等の調整への協力その他請負者の責に帰すことができない事由により履行期限までに給付を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期限の短縮等)

第十六 発注者は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を請負者に請求することができる。

2 発注者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第十七 履行期限の変更については、発注者請負者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知す

るものとする。ただし、発注者が履行期限の変更事由が生じた日（第十五の場合にあっては、発注者が履行期限変更の請求を受けた日、第十六第1項及び第2項の場合にあっては、請負者が履行期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第十八 請負代金額の変更については、発注者請負者協議をして定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者請負者協議をして定める。

（一般的損害）

第十九 請負の履行完了前に、当該履行内容又は履行に必要な材料等について生じた損害その他役務等の履行に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（検査及び引渡し）

第二十 請負者は、役務等が完了したときは、その旨を書面にて発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、当該役務等の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、この契約の履行に必要な目的物等を最小限度の破損、分解又は試験により検査をすることができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 4 請負者は、第2項の検査に合格したときは、発注者に対し、この契約の履行に必要な目的物等の引渡しをしなければならない。
- 5 請負者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補・改善して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補・改善の完了を役務等の完了とみなし、前4項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第二十一 請負者は、第二十第2項の検査に合格したときは、請負代金請求書により請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請

負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責に帰すべき事由により第二十第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第二十二 請負者は、役務等の完了前に、性質上可分の履行完了部分については当該履行完了部分に相応する請負代金相当額の全額について、性質上不可分の履行部分については当該履行部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行完了部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、請負者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、履行完了部分を最小限度の破壊、分解又は試験して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 5 請負者は、第3項の規定による確認があったときは、請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、性質上可分の履行完了部分については第3項に規定する検査において確認した履行完了部分に相応する請負代金相当額の全額とし、性質上不可分の履行部分については次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者請負者間において協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × 9/10

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（契約不適合）

第二十三 発注者は、請負者の履行内容が契約内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、請負者に対してその不適合を知った日から1年以内にその修補・改善、不足分の提供等による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請

求することができる。ただし、次に掲げる場合には、発注者は催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) その他履行の追完される見込みが無いことが明らかであるとき。

3 発注者は、第二十第2項に規定する検査において契約不適合を知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、前二項に規定する請求をすることはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、契約不適合が発注者の支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、請負者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約保証金)

第二十四 請負者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 請負者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(発注者の催告による解除権)

第二十五 発注者は、請負者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、役務等に着手すべき期日を過ぎても役務等に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第二十三に規定する履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反が解消されないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第二十六 次に掲げる場合には、発注者は、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 請負者が第四の規定に違反したとき。
- (2) この契約の履行が不能であるとき。
- (3) 請負者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) この契約の一部の履行が不能である場合又は請負者がその一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができ

ないとき。

- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその契約の履行をせず、発注者が第二十五の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (8) この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (9) 請負者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約等の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 請負者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約等の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項（1）から（6）号に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定はこれを適用しない。
- （発注者の任意解除権）

第二十七 発注者は、給付が完了するまでの間は、第二十五及び第二十六の規定によるほか、

必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、役務等の履行完了部分の確認検査を行うことができるものとし、当該完了の確認検査を行った部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(請負者の解除権)

第二十八 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めて当該違反の解消を催告したものの、解消がされなかったとき。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。(2) 天災その他避けることのできない理由により、給付を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 第二十七第2項から第3項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第二十九 発注者は、契約が解除された場合においては、履行完了部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、履行完了部分を最小限度の破壊、分解又は試験をして検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 3 請負者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の履行完了部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は履行完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 請負者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 第3項前段及び第4項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第二十五、第二十六の規定によるときは発注者が定め、第二十七、第二十八の規定によるときは、請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項後段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合その他不正行為に係る違約金等の支払い)

第三十 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、請負代金総額の10分の1に相当する金額（単価契約の場合においては、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、一部解除の場合は、解除部分に相応する代金額を請負代金総額とすることができる。請負者が契約を履行した後も同様とする。

(1) 第二十六の(7)に該当するとき。ただし、請負者は同法19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。

(2) 第二十六の(8)に該当するとき。

(3) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(債務不履行による損害賠償)

第三十一 発注者および請負者は、相手方の責めに帰すべき事由により、相手方がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第三十二 請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第三十三 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者請負者間において協議して定める。

平成23年7月

独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当館との関係に係る情報を当館のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当館において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当館との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当館の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当館OB）の人数、職名及び当館における最終職名
- ② 当館との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当館との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当館OBに係る情報（人数、現在の職名及び当館における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当館との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に係る情報提供について

本紙は、契約締結時にご提出くださるよう、ご協力をお願いいたします。

以下の①及び②の両方に該当する場合は、当館ホームページへの公表の対象となります。公表についての詳細は、当館ホームページを参照してください。

また、別途資料をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

住 所：
会社名：
代表者名
及び押印：

契約件名：

契約締結日：令和 年 月 日

① 当館において役員を経験した者が再就職しているか又は当館において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職しているか。

(注) 1 「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

(注) 2 当該契約の締結日を再就職者の有無の判断の基準日とする。

該当する。 ※ 該当する場合は、次の表を記入してください。

再就職者の人数	現在の職名	当館での最終職名

該当しない。

② 当館との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているか。

(注) 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする。

該当する。 ※ 該当する場合は、次の表を記入してください。

当館との取引高：	
総売上高又は事業収入：	
総売上高又は事業収入に占める当館との間の取引高の割合：	<input type="checkbox"/> 3分の1以上2分の1未満 <input type="checkbox"/> 2分の1以上3分の2未満 <input type="checkbox"/> 3分の2以上

該当しない。

仕様書

件名：産業医、一般定期健康診断、インフルエンザ予防接種及びストレスチェック業務一式

請負期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、独立行政法人国立科学博物館（以下、「科学博物館」という）と請負者の一方から相手方に対し書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で令和9年3月31日まで更新されるものとする。

業務内容：科学博物館の職員に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下、「法」という）第13条に定める産業医としての職務、法第66条の10に定める医師等の職務、一般定期健康診断業務、インフルエンザ予防接種を実施するものとする。

【産業医】

① 委託内容

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項各号に定める職務、労働安全衛生規則第15条第1項に定める定期巡視及び法第66条の10に定める医師等の職務を実施するものとする。

② 実施場所

国立科学博物館上野本館 東京都台東区上野公園7-20

国立科学博物館筑波地区 茨城県つくば市天久保4-1-1

③ 実施日時

実施日は、毎月1回とし、1日当たりの実施時間は原則1時間30分とし、必要に応じて30分単位で延長できるものとする。

各月の実施日時及び実施時間については、（上野地区）総務課人事・労務担当又は（筑波地区）研究推進・管理課総務担当と事前に調整の上、決定する。

④ 実施方法

i) 職員に対する健康指導等

科学博物館の産業医として職員の健康管理等の職務を行うものとし、実施場所である上野本館及び筑波地区の2地区にそれぞれ毎月1回訪問し、健康指導等を行うこととする。ただし、やむを得ず来館できない場合は、メール等により健康指導等を行う体制を整えること。

ii) 心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」という）の実施

ストレスチェックの実施者となり、検査の結果に基づく面接指導等を行うこととする（以下参照）。ストレスチェックにおける面接指導については、上記 i) 健康指導等の実施日以外に実施する場合には、必要な日数について上野本館及び筑波地区において面接指導を行うこととする。

ストレスチェックに係る職務

- ・ ストレスチェックの実施者
- ・ ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施者
- ・ その他、労働安全衛生法第66条の10に定める医師等の職務に関すること

ストレスチェック制度の実施体制

- ・ ストレスチェック実施者及び面接指導の実施者：産業医
- ・ 制度担当者及び保存担当者：総務課人事・労務担当
- ・ 実施事務従事者：衛生管理者、総務課人事・労務担当、
筑波地区研究推進・管理課総務担当及び受託者

※ここで記載している実施者の職務は、ストレスチェックの実施にかかる実施者名義、その結果に基づく面接指導等を指す。

⑤ その他

産業医の職務が円滑に行われるように、労働安全衛生規則第14条の4に定める権限を与えるものとする。

【一般定期健康診断業務】

① 実施項目

- 1 診察・身長・体重・肥満度・腹囲・血圧検査・視力検査・尿検査（蛋白、糖、ウロビリノーゲン・潜血）
- 2 聴力検査（オーディオ・メーター）1000Hz・4000Hz
- 3 胸部レントゲン検査
- 4 心電図検査（安静時）
- 5 血液学的検査（赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトリック）
- 6 肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）
- 7 血中脂質検査（総コレステロール・HDL コレステロール・LDL コレステロール・中性脂肪）
- 8 血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）
- 9 胃部レントゲン
- 10 喀痰検査
- 11 大腸癌検査

* 1～3，5～8の項目については、全職員（経時的な変化や自覚症状を勘案し医師が省略することが可能と認める場合を除く）が対象。

* 4，9～11の項目については、40歳未満（35歳は除く）は希望者のみ対象。

* 9の胃部レントゲンについては、バリウムに対するアレルギーがある者のみ、希望により血液検査であるABC検診を実施すること。

② 実施対象者

別紙「実施予定表」のとおり

③ 実施場所

国立科学博物館上野本館 東京都台東区上野公園7-20

国立科学博物館筑波地区 茨城県つくば市天久保4-1-1

④ 実施期間

一般定期健康診断は、4月～6月のうち各地区1日（合計2日間）で行うこと。

実施日時については、総務課人事・労務担当と事前に調整の上、決定する。

⑤ 実施方法

上記実施場所はそれぞれの会議室を実施会場とし、胸部・胃部レントゲンに関しては、検診車各1台ずつを科学博物館の敷地内に駐車させる。

⑥ 健診対象者データ等の作成及び授受

科学博物館は、健診対象者データ等を作成し、上記実施場所での健診開始日の3週間前までに、受託者へ交付する。

⑦ 実施要領

- (1) 受診票（問診票）及び健診に必要な容器（便潜血反応検査）等の送付

受託者は、受領した健診対象者データ等を確認後、上記実施場所での健診開始日の

2週間前までに「便潜血反応検査容器」等を個人毎に取りまとめ、封書に入れ総務課人事・労務担当に送付する。

(2) 健康診断等実施場所の確認

受託者は、総務課人事・労務担当と事前に連絡を取り、場所や実施方法及び資機材等の確認を行うこと。

(3) 資機材の搬入及び設営

受託者は、検査機器その他健康診断の実施に必要な物品については、健康診断を円滑に実施するに足る数量を受託者において用意すること。

実施日当日は、各実施場所へ検診車（胸部X線及び胃部X線）及び必要な資機材を搬入し、会場を設営すること。健康診断実施に必要な机及び椅子等については、科学博物館の各実施場所で貸与する。

健診会場の設営に当たっては、受診者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）をできる限り行うこと。

(4) 医師、看護師等の派遣

受託者は、健康診断を円滑に実施するために十分な人数の医師、看護師等（以下「健診業務員等」という。）を各実施場所へ派遣すること。女性職員の心電図検査については、女性の検査技師を配置すること。

(5) 健康診断の受付名簿等の作成

受託者は必要に応じ実施当日の受診者の受付名簿を作成すること。

(6) 廃棄物の処理

健康診断の実施に伴う廃棄物（採血針、検尿カップ、脱脂綿等）は、受託者が回収し、適正に廃棄すること。

(7) 受託者名等の明示

受託者は、健診実施場所において、健診業務員等に受託者名、職種名及び氏名を明記した名札等を着用させること。

(8) 機器の整備

放射線装置、オーディオ・メーター、心電図計等の使用する検査機器は、適正に整備を行うこと。胸部・胃部レントゲン検診車の検査使用に必要な電源は、受託者において用意すること。

(9) 健診事故等の対応

健康診断実施の一連の行為の中において、健診事故及びトラブル等が発生した場合は、受託者は、健診場所の管理責任者に報告し、総力を挙げて事態を收拾するとともに、報告すること。

また、健診事故等の收拾及び再検査等に費用が発生した場合は、受託者の負担とする。

⑧ 一般定期健康診断の検査方法

(1) 胸部レントゲン検査

撮影は、デジタル撮影とすること。

(2) 胃部X線検査

ア 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式による。

イ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意すること。

ウ 撮影は、デジタル撮影8枚撮りとすること。

(3) 心電図検査

ア 心電図検査業務に1年以上従事した経験を有する臨床検査技師により実施すること。

イ 1枚（1人）毎に校正波（キャリブレーション）を入れること。

ウ 検査時に不整脈を見つけた場合は、記録時間を適宜延長すること。

(4) 便潜血反応検査

ア 検体は回収後即日検査機関へ引き渡すことを原則とする。

イ 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間、あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存すること。

ウ 検診機関では検体を受領後冷蔵保存すること。

⑨ 一般定期健康診断結果の判定

受託者は、上記において実施した健康診断の結果判定を次のとおり行うこと。

(1) 読影

ア 胸部

読影は胸部レントゲン写真（画像データを含む）の読影に3年以上従事した経験を有する複数の呼吸器科の専門医による二重チェックを行うこと。（呼吸器に関連する学会の指導医、認定医、専門医等であることが望ましい。）

イ 胃部

読影は胃部のバリウム写真（画像データを含む）の読影に3年以上従事した経験を有する複数の医師による二重チェックを行うこと。（うち一人は消化器に関する学会（例：日本消化器がん検診学会、日本消化器病学会、日本消化器外科学会、日本医学放射線学会など）の指導医、認定医、専門医等とする。）

なお、判定において過年度に撮影したフィルム（画像データを含む）との比較読影が必要な場合は、総務課人事・労務担当に報告し、フィルム（画像データを含む）を取り寄せ、過年度分のフィルム（画像データを含む）と今年度分の画像データを比較読影すること。

(2) 外部委託

ア 臨床検査

各健診項目の検体検査を外部の検査機関に委託するときは、入札参加資格に記載している要件を満たした検査機関に検体検査を実施させること。

イ 読影

胸部又は胃部の読影の一部を外部に委託するときは、経歴書に業務に必要な免許等の写しを提出すること。

(3) その他

ア その他の健診項目の判定基準等については、別途、総務課人事・労務担当と相談の上、判定を行うこと。

イ 問診票の記載内容を十分確認の上、判定を行うこと。

⑩ 一般定期健康診断結果の分析及び報告

受託者は、実施した判定結果を、科学博物館が指定する電子データの様式及び健康診断受診票（以下「健診結果データ等」という。）に記入すること。また、健康診断個人票に判定結果及び産業医から聴取した意見を記載すること。

健診結果データ等を取りまとめた上で、下表に示す結果報告書等により、実施年月日、健診種類、受診者数、有所見率等を記載した一覧表を添えて、健康診断実施終了後から起算して3週間後の金曜日までに総務課人事・労務担当に提出すること。ただし、2.の健康診断個人結果報告書（事業所保管用）については、健康診断終了後2ヶ月以内に総務課人事・労務担当に提出すること。

1. 健康診断結果報告書 (受診者通知用)	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者ごとに封入し、氏名及び所属部署を表示の上、部課単位ごとに仕分けしたもの ・判定結果及び当該受診者にかかる過去2回分の検査結果を表示すること ・検査項目について説明文を記載すること（別紙封入も可）
2. 健康診断個人結果報告書 (事業所保管用)	<ul style="list-style-type: none"> ・科学博物館総務課人事・労務担当保管用 ・上野、筑波地区ごとに分け、50音順に並べたもの ・判定結果及び産業医から聴取した意見を記載すること
3. 連名式結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・科学博物館総務課人事・労務担当保管用 ・上野、筑波地区ごとに分け、50音順に並べたもの
4. 健康診断等結果データ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の検査結果データ ・問診内容データ ・受診者ごとのID、氏名、フリガナ、性別、生年月日、被保険者番号、部署名等及び全検査値をCSV形式で保存したファイル（パスワード付き）
5. XMLデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の対象者について、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号）」に記載されている健診項目のXMLデータ（パスワード付き）
6. 受診者名簿、有所見者	<ul style="list-style-type: none"> ・健診種類、氏名、生年月日、性別、検査項目ごとの判

名簿	定を表示した一覧表にすること ・上野、筑波地区ごとに作成すること
7.労働基準監督署報告参考資料	・労働安全衛生規則第52条に基づく労働基準監督署への報告データ作成のための資料として、健康診断項目名ごとの受診者数及び有所見者数等を表示した一覧表にすること ・上野、筑波地区ごとに作成すること

⑪ 一般定期健康診断におけるX線画像データ及び心電図の提供

受託者は、職員の精密検査及び判定結果の確認等に総務課人事・労務担当が必要と認めた場合で、総務課人事・労務担当からX線画像データ及び心電図（写し）の提供についての要請があった場合は、早急に対応し総務課人事・労務担当に提出すること。

【インフルエンザ予防接種業務】

① 委託内容

インフルエンザワクチンの予防接種

② 実施場所

東京都台東区上野公園7-20 国立科学博物館上野本館
茨城県つくば市天久保4-1-1 国立科学博物館筑波地区

③ 実施時期

インフルエンザワクチンの予防接種は、10～12月のうち各地区1日（合計2日間）で行うこと。

実施日については、総務課人事・労務担当と事前に調整の上、決定する。

④ 実施方法

- ・受託者は、インフルエンザ予防接種の実施に必要な物品については、必要な数量を受託者において用意すること。
- ・実施当日は、受託者が各地区の会議室にて設営等を行うこととし、受付開始時間に十分間に合うよう作業を行うこと。インフルエンザ予防接種の実施に必要な机及び椅子等については、科学博物館の各実施場所で貸与する。
- ・インフルエンザ予防接種を円滑に実施するために十分な人数の医師、看護師及び受付スタッフ等を派遣すること。

【その他】

- ・受託者は、法令に定める資格を要する業務については、有資格者を確保して実施するとともに、関係法令に基づき適正に行うこと。

- ・本仕様書に定めのない事項については、総務課人事・労務担当と協議の上、決定するものとする。

実施予定表

【産業医】		令和7年度実施予定回数		
		上野地区	筑波地区	合計
1	健康指導等(上野地区と筑波地区は同日の実施も可)	12	12	24
2	健康指導等の延長	2		
3	ストレスチェックに伴う面接指導等の実施 (健康指導等の実施日以外における予定回数)	2		

【健康診断】		令和6年度実績人数		
		上野地区	筑波地区	合計
1	診察・身長・体重・肥満度・腹囲・血圧検査・視力検査・聴力検査・尿検査(蛋白、糖、ウロビリノーゲン・潜血)	84	114	198
2	胸部レントゲン検査	84	114	198
3	心電図検査(安静時)	84	114	198
4	血液学的検査(赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトリック)、肝機能検査(GOT・GPT・ γ -GTP)、血中脂質検査(総コレステロール・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪)、血糖検査(空腹時血糖・HbA1c)	84	114	198
5	胃部レントゲン	16	34	50
	※ABC検診(バリウムに対するアレルギーがある方のみ)	3	4	7
6	喀痰検査	31	49	80
7	大腸癌検査(便潜血)	39	70	109

【インフルエンザ予防接種】		年度あたりの平均		
		上野地区	筑波地区	合計
1	予防接種	89	100	189